

令和 6 年 10 月 11 日

市政記者クラブ 様

住宅都市局建築指導部開発指導課

担当：鈴木・野々山

TEL:052-972-2781



盛土規制法運用開始時期のお知らせ



令和 3 年 7 月、静岡県熱海市で大雨に伴う土石流が発生し、甚大な被害が発生したこと等を契機に、宅地造成等規制法が抜本的に改正され、令和 5 年 5 月 26 日に宅地造成及び特定盛土等規制法（以下「盛土規制法」という。）が施行されました。

これに伴い、本市では、下記のとおり**規制区域を市内全域に拡大し、令和 7 年 5 月 19 日より運用開始を予定しておりますので、お知らせします。**

記

1. 盛土規制法の概要について

- ・ 盛土等による災害から国民の生命・身体を守るため、宅地造成等規制法が抜本的に改正され、土地の用途（宅地、森林、農地等）にかかわらず、危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制する盛土規制法が施行されました。
- ・ **一定規模以上の盛土等を規制区域内にて行う場合、あらかじめ名古屋市長の許可が必要となります**（許可が必要となる盛土等の規模については、資料末尾の【参考】をご確認ください）。

2. 規制区域について

- ・ **令和 7 年 5 月 19 日に市内全域を「宅地造成等工事規制区域」に指定する予定としております。**
- ・ なお、盛土規制法に基づく新たな規制区域の指定までの間は、引き続き改正前の宅地造成等規制法(旧法)が適用されます。

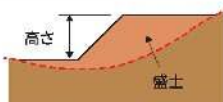
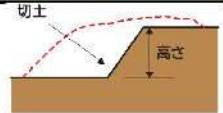
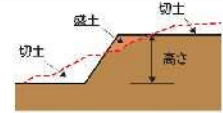
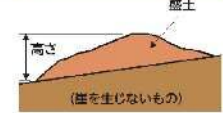
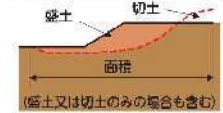
3. 説明会について

- (1)開催日時 第 1 回：令和 6 年 12 月 17 日(火) 10 時 00 分から 11 時 30 分
第 2 回：令和 6 年 12 月 20 日(金) 10 時 00 分から 11 時 30 分
第 3 回：令和 6 年 12 月 23 日(月) 10 時 00 分から 11 時 30 分
- (2)開催場所 名古屋市役所西庁舎 12 階 西 12C 会議室

- (3)内容 ◇背景、改正の概要等
 ◇新たな規制区域について
 ◇法改正による変更点
 ※各回同じ内容となります
- (4)定員 各回 40 名(先着予約制)
- (5)予約受付 令和 6 年 12 月 2 日(月)9 時から令和 6 年 12 月 13 日(金)17 時
 ※定員になり次第、受付を締め切らせていただきます
- (6)予約方法 専用受付サイトより予約
 ※なお、専用受付サイトは予約受付開始時に公開します。市公式
 ホームページ下記 URL にリンク先を掲載します。
<https://www.city.nagoya.jp/jigyoku/category/39-6-3-8-4-0-0-0-0-0.html>



【参考】許可が必要となる盛土等の規模(太枠は法律改正での追加要件)

(1) 土地の形質の変更(盛土又は切土)		
①	盛土で高さが1メートルを超える崖を生ずることとなるもの	
②	切土で高さが2メートルを超える崖を生ずることとなるもの	
③	盛土と切土で高さが2メートルを超える崖を生ずることとなるもの(①又は②を除く。)	
④	①又は③に該当しない盛土であって、高さが2メートルを超えるもの	
⑤	①から④のいずれにも該当しない盛土又は切土で、該当盛土又は切土をする土地の面積が500平方メートルを超えるもの	

(2) 一時的な土石の堆積		
①	高さが2メートルを超え、かつ面積が300平方メートルを超える土石の堆積	
②	①に該当しない土石の堆積で面積が500平方メートルを超えるもの	

備考 崖とは地表面が水平面に対し 30 度を超える角度をなす土地のこと。